

農地中間管理事業の推進に関する

基本方針

平成26年3月

栃木県

[基本方針作成の考え方]

農業・農村を巡る情勢は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の拡大、更には国際化の進展など大きな転換期を迎えている。

このような中、生産性の向上や競争力の強化を図り、農業を足腰の強い成長産業としていくには、構造改革をさらに加速化させていくことが必要であり、この一環として、農地を継続して有効利用するとともに農業経営の効率化を進めるため、担い手への農地利用の集積・集約化を一層進めることが重要となる。

そこで、県では、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づき、農地中間管理機構を整備するとともに、担い手が利用する農用地の面積の目標や農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等をこの基本方針に定め、担い手への農地集積・集約化を一層加速化することとする。

なお、本基本方針の計画期間は、平成26年3月から10年間とし、おおむね5年ごとに、見直しを行うこととする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

今後、概ね10年後（平成35年度）における、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標は、以下のとおりとする。

区 分	現在（平成24年度）	目標（平成35年度）
耕 地 面 積 ①	126,000 ha	125,500 ha
うち担い手が利用する面積②	49,863 ha	100,000 ha
②/①	40 %	80 %

※ 耕地面積：農林水産省公表

※ 「担い手」は、認定農業者、市町村農業経営基盤強化促進基本構想水準到達者、集落営農、認定就農者とする。

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

区分	現在（平成24年度）	目標（平成35年度）
①各担い手の利用する圃地（連続して作業ができる圃場）の平均面積	—	2～3倍程度
②各担い手の耕地利用率の平均	—	110%

※ 機構が貸付けを行う農業者のデータで把握するものとする。

※ ①の現在値は、平成26年度に機構が貸付けを行う農業者の貸付け前のデータを活用する。

※ （参考）農林水産統計による平成24年栃木県耕地利用率：93.3%

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

（1）農地中間管理機構の指定

県は、担い手への農地集積・集約化を進める中心事業体として、県内全域を対象に農地中間管理事業を行う農地中間管理機構（以下「機構」という。）を位置付け、関係機関・団体との連携を密にして、最大限の活用を図る。

(2) 農地中間管理事業の実施体制

農地中間管理事業の効率的・効果的な展開のためには、地域の実情に熟知している市町村及び農業委員会の積極的な取組が不可欠であることから、機構は、全ての市町村にその同意を得て業務の一部を委託するとともに、その他関係団体についても必要により業務の一部委託を行い、円滑な事業運営を図るものとする。

また、機構の業務を受託する市町村等は必要に応じ「農地中間管理事業推進員」を置くものとする。

(3) 人・農地プランと連動した事業展開

機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果を上げていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが重要である。

このため、人・農地プランの作成・見直しをこれまで以上に強力で推進するとともに、同プランの内容と連動した事業を展開するものとする。

(4) その他

農地中間管理事業の実施に当たっては、農地法に基づく権利移動、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等、既存の仕組みとの連携を図り、これらの総力により農地集積・集約化を促進するものとする。

4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

機構は、以下の基本的な事項を踏まえて、農地中間管理事業規程等を定めるものとする。

(1) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

機構は、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運醸成が図られている地域であって、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれる区域において重点的に取り組むものとする。

なお、上記以外の区域においても、農地中間管理事業を行うことを妨げるもの

ではない。

(2) 農地中間管理権を取得する農用地等

機構は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等を含まず、農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであって、かつ、人・農地プランに位置づけられた利用の効率化・高度化を促進する効果が高いと見込まれる農用地等について、借受けを希望する者（以下「受け手」という。）の募集に応募した者の数やその応募の内容、その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得するものとする。

(3) 農地中間管理権の取得の方法

機構は、農用地等の所有者（以下「出し手」という。）からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議に応ずるほか、農用地等の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に機構が出し手に対し当該協議を申し入れることにより、農地中間管理権の取得を進めるものとする。

なお、農地中間管理権の期間は、原則として10年以上とする。

(4) 農用地利用配分計画の決定の方法

機構は、地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うものとする。

具体的には、機構からの協力要請に基づき、市町村は農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成し、機構に提出するものとする。

その際、市町村は人・農地プランの内容を重視し、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の受け手の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

③ 新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるようにすること。

(5) 農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施

出し手から機構に10年以上の期間で貸し付けが予定されており、受け手に農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる農用地等であって、かつ、受け手が利用条件改善を希望する場合には、機構・出し手・受け手が協議し、その必要性を明確にした上で実施するものとする。

(6) 農地中間管理事業に関する相談等に応じるための体制

機構は、農地中間管理事業の相談等に応じる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(7) 農用地等の受け手の募集に関する事項

機構が行う受け手の募集は、市町村の区域又は人・農地プランの作成区域等毎に行い、毎年定期的に、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(8) 機構が農用地等の賃貸借等を解除する場合

農地中間管理権の取得後、原則として1年間を経過してもなお、当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められる場合や、災害その他の事由により農用地等として利用を継続することが著しく困難となった場合、機構は、当該農用地等の賃貸借等を解除できるものとする。

(9) 業務委託に関する事項

機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、「農地中間管理事業業務委託実施要領」を定め、委託するものとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

- (1) 県及び機構は、担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地中間管理事業の啓発普及に努めるものとする。
- (2) 市町村は、人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、各地域における中心的役割を果たすことが見込まれる農業者をはじめとする関係者に対し、農地中間管理事業の利用等について、周知徹底を図るものとする。
- (3) 農地中間管理事業を効果的に推進するため、関係機関・団体は一体となり、担い手の確保・育成に努めるものとする。

6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力

機構は、県、市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区、県農業会議、県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会県本部、県土地改良事業団体連合会その他農業に関する県内の団体、株式会社日本政策金融公庫等と密接な連携及び協力の下に、その創意工夫を発揮して農地中間管理事業を積極的に実施し、円滑な事業運営を図るものとする。